

第1号様式（第3条関係）

放置自動車整理簿

担当部署									
発見者									
通報者	住所								
	氏名								
調査年月日	平成	年	月	日	照会警察署名				
調査担当者				回答年月日	平成	年	月	日	
放置場所等	所在								
	管理者								
	区分	国道	()	県道	()	河川敷	()	その他	()
放置自動車の形態等	メーカー名				自動車登録番号	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
	車名				車台番号	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
	種別				車検期限	<input type="checkbox"/> 有	年	月	<input type="checkbox"/> 無
	塗色				保管場所標章				
	ドアの施錠				点検整備済票				
放置時期等聞き取り内容									
写真撮影	平成	年	月	日					
警告書	貼付日	平成	年	月	日	貼付箇所			
	照会日	平成	年	月	日	回答日	平成	年	月
照会	照会先	<input type="checkbox"/> 陸運支局 <input type="checkbox"/> 軽自動車検査協会 <input type="checkbox"/> 警察							
	照会内容	<input type="checkbox"/> 自動車登録番号 <input type="checkbox"/> 車台番号 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	回答内容等								
<input type="checkbox"/> 所有者等の判明の場合	所有者等	住所 氏名							
	処理状況	<input type="checkbox"/> 自主撤去 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 勸告 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 命令 (年 月 日 期限 年 月 日) <input type="checkbox"/> 費用請求 (年 月 日 期限 年 月 日)							
<input type="checkbox"/> 所有者等が判明できない場合	認定基準	年	月	日	廃物告示日	年	月	日	
	審査日				撤去告示日	年	月	日	
	廃物認定日	年	月	日	処分の日	年	月	日	
	処分業者				処分報告日	年	月	日	
廃物認定委員会	年 月 日 <input type="checkbox"/> 廃物相当判定 <input type="checkbox"/> 廃物不相当判定								
備考									

*写真撮影については、前後、左右、車内の状況、警告書を添付の状況（日付け等分かるもの）及び裏面の廃物基準の調査表で大破腐食等チェックした内容の分かるもの。

備考は調査状況などを記載する。

警 告 書

この自動車の所有者等は、至急、この自動車を撤去するなど適正な措置をしてください。

適正な措置をしない場合は、徳島県生活環境保全条例に基づき、県において処分等を行うことがあります。この場合、所有者等に対し、処分等に要した費用を請求します。また、この自動車の所有者等に心当たりのある方は、下記までご連絡下さい。

放置場所	市・郡 町・村 番地		
	付近		
メーカー名		車名	
種別等		塗色	
自動車登録番号		車台番号	

平成 年 月 日

徳島県知事

連絡先

徳島県生活環境保全条例（抜粋）

（放置の禁止等）

第127条 何人も、正当な理由なく自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）を放置（自動車が正当な権限に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当期間置かれていることをいう。以下この節において同じ。）し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

（勧告及び命令）

第130条 知事は、第128条第1項又は第2項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者に対し、期限を定めて、その放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（罰則）

第151条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

三 第36条第2項又は第130条第2項の規定による命令に違反した者

年 月 日

様

管理者

自動車登録事項について（照会）

このことについて、徳島県生活環境保全条例第128条の規定に基づき調査するため、放置車両の登録事項について下記のとおり照会しますのでよろしくお願ひします。

記

自動車登録番号	所有者の氏名及び住所	有効期限
車台番号	使用者の氏名及び住所	

* 運輸支局において、照会自動車は放置自動車かどうかの確認をするため、照会に際しては、照会自動車の全景・内部等の写真を添付して下さい。

事務担当
電話
FAX

年 月 日

警察署長 様

管理者

犯罪性の有無について（照会）

下記の放置自動車の犯罪性の有無について、確認方よろしく申し上げます。

記

1 放置自動車の形態等

放置場所	市・郡	町・村	番地
			付近
メーカー名		車名	
種別等		塗色	
自動車登録番号		車台番号	
所有者（車検証記載）		使用者（車検証記載）	

事務担当
電話
F A X

第 年 月 号
日

警察署長 様

管理者名 印

放置自動車移動保管通知書

徳島県生活保全条例第129条第1項の規定により、下記の放置自動車を移動し、保管しましたので通知します。

記

1 放置自動車の形態等

放置場所	市・郡	町・村	番地
			付近
メーカー名		車名	
種別等		塗色	
自動車登録番号		車台番号	
所有者(車検証記載)		使用者(車検証記載)	

2 保管場所

事務担当	:	
電話	:	
F A X	:	

第6号様式（第6条関係）

公 示

徳島県生活環境保全条例第129条第3項の規定により、下記の放置自動車を移動保管しましたので公示します。

心当たりの方は、申し出て下さい。

記

1 放置自動車の形態等

放置場所	市・郡	町・村	番地	付近
移動保管を行った日	年	月	日	
メーカー名		車名		
種別等		塗色		
自動車登録番号		車台番号		
所有者(車検証記載)		使用者(車検証記載)		

2 保管場所

3 連絡先

徳島県生活環境保全条例（抜粋）

（放置自動車の移動及び保管等）

第129条 知事は、放置自動車により生活環境の保全上の著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自ら指定する場所に当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合は、当該放置自動車が置かれていた場所を所管する警察署にその旨を通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合は、当該放置自動車の所有者等に対して、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合（所有者等の住所又は居所が判明しない場合を含む以下この節において同じ。）は、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（費用の請求）

第133条 知事は、第129条第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合又は前条第1項又は第3項の規定による処分を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び処分に要した費用を請求するものとする。

第 年 月 号 日

住所
氏名

法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

徳島県知事

印

撤去勧告書

徳島県生活環境保全条例第130条第1項の規定により、下記の放置自動車を撤去するよう勧告します。

記

1 放置自動車の形態等

放置場所	市・郡	町・村	番地	付近
移動保管を行った日	年	月	日	
メーカー名		車名		
種別等		塗色		
自動車登録番号		車台番号		
所有者（車検証記載）		使用者（車検証記載）		

2 撤去期限 年 月 日

徳島県生活環境保全条例（抜粋）

（勧告及び命令）

第130条 知事は、第128条第1項又は第2項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、その放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（費用の請求）

第133条 知事は、第129条第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合又は前条第1項又は第3項の規定による処分を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び処分に要した費用を請求するものとする。

（罰則）

第151条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

三 第36条第2項又は第130条第2項の規定による命令に違反した者

第8号様式（第8条関係）

徳島県達 第 号

様
個人に対するものは、住所及び氏名
法人に対するものは、所在地及び名称

徳島県生活環境保全条例第130条第2項2規定により、 年 月 日付け第 号の勧告に従うよう命じる。
年 月 日

徳島県知事 印

1 放置自動車の形態等

放置場所	市・郡	町・村	番地	付近
移動保管を行った日	年 月 日			
メーカー名		車名		
種別等		塗色		
自動車登録番号		車台番号		
所有者（車検証記載）		使用者（車検証記載）		

2 撤去（引き取り）期限 年 月 日

3 連絡先

注 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができる。

。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

徳島県生活環境保全条例（抜粋）

（勧告及び命令）

第130条 知事は、第128条第1項又は第2項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、その放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（費用の請求）

第133条 知事は、第129条第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管した場合又は前条第1項又は第3項の規定による処分を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び処分に要した費用を請求するものとする。

（罰則）

第151条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

三 第36条第2項又は第130条第2項の規定による命令に違反した者

弁明の機会の付与通知書

様

徳島県知事

印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る徳島県行政手続条例第13条の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の機会を付与	予定される不利益処分の内容	
	根拠となる法令の条項	
	不利益処分の名あて人の氏名	
不利益処分の原因となる事実		
弁明書の提出先		
提出期限	年 月 日	

備考 弁明の機会の付与に際しての留意事項は次のとおりです。

あなたが弁明の機会の付与に関して、あなたに代わって代理人に弁明書を提出させることができる。

第10号様式（第9条関係）

第 年 月 号
日

環境整備課 様

管理者

徳島県自動車廃物認定委員会の意見の聴取について（依頼）

このことについて、徳島県生活環境保全条例第131条第2項の規定により下記の放置自動車を処分するにあたり委員会の意見を聴きたいので、委員会への諮問をお願いします。

記

当該自動車の状況

別添放置自動車状況整理簿のとおり

事務担当 電話 F A X

撤去告知書

徳島県生活環境保全条例第131条第3項の規定により、この自動車を廃物として認定するため
年 月 日付けで県広報にて告示しました。
この自動車の所有者等、若しくはこの自動車に心当たりのある方は申し出てください。
なお、告示の日の翌日から14日を経過しても申し出がない場合は、当該放置自動車を廃物と認定し処分します。

1 放置自動車の形態等

放置場所	市・郡	町・村	番地	付近
移動保管を行った日	年	月	日	
メーカー名		車名		
種別等		塗色		
自動車登録番号		車台番号		

年 月 日

徳島県知事

連絡先

担当者

電話

第12号様式（第13条関係）

撤去告知書

この自動車は、徳島県生活環境保全条例第131条第1項規定により廃物と認定することが困難であり、かつ、所有者等が判明しなかったため、条例第132条第2項の規定により、
年
月 日付けで県広報にて告示しました。

ついては、この自動車の所有者等は、速やかに撤去してください。

なお、告示の日の翌日から6月を経過しても撤去されない場合は、条例第132条第3項の規定に基づき処分することがあります。

年 月 日

徳島県知事

連絡先

担当者

電話

第13号様式（第15条関係）

保管放置自動車返還申請書

年 月 日

徳島県知事様

住所

氏名 印

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

下記の保管放置自動車の返還を申請します。
なお、当該自動車の移動保管に要した費用の請求に対し、それに応じることを誓約します。

記

放置自動車の形態等

放置場所	市・郡	町・村	番地	付近
移動保管を行った日	年 月 日			
メーカー名		車名		
種別等		塗色		
自動車登録番号		車台番号		
所有者（車検証記載）		使用者（車検証記載）		

事務処理欄（記入しないでください。）

整理番号		担当者	
返還日	年 月 日	返還場所	
取引者の 確認方法	運転免許証 身分証明書 学生証 その他（ ）		
備考			

費用請求書

住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

徳島県知事

徳島県生活環境保全条例第133条の規定に基づき、下記のとおり放置自動車の移動（移動・保管・処分）に要した費用を請求します。
については、期限までに必ず納入してください。

記

- 1 請求金額 円
(内訳)
- 2 納入期限
- 3 納入先
- 4 放置自動車の形態等

放置場所	市・郡	町・村	番地	付近
保管場所 (名称)	市・郡	町・村	番地	付近
移動した日	年 月 日	保管した日	年 月 日	
返還・撤去日	年 月 日	保管日数		
車名		塗色		
自動車登録番号		車台番号		
所有者(車検証記載)		使用者(車検証記載)		
連絡先	担当者 (電話)			

環境整備課長

管理者

放置自動車撤去実績報告書

このことについては、次のとおりです。

	年度当初 台数	廃物認定 台数	処分台数	*寄付金 申請台数	*寄付金 受領台数	年度末未 処理台数	備考
自動車（普通・大型）							
軽自動車							
自動二輪							
その他							
計							